

岐阜市競争入札参加資格審査(建設工事)に係る主観的事項審査要領

平成16年5月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市入札参加資格者の格付の一層の適正性及び透明性を確保するため、建設工事に係る競争入札に参加する者の資格の審査（以下「岐阜市競争入札参加資格審査（建設工事）」という。）にあわせて行う各業者の経営事項審査の項目以外の項目を審査する主観的評価（以下「主観点数」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(主観点数対象業者)

第2条 主観点数の対象業者は、毎年1月1日現在、岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁。以下「要綱」という。）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿（建設工事に限る。以下「資格者名簿」という。）に登録されている者及び新規に資格者名簿に登録される者で岐阜市内の本店、支店又は営業所で登録しているものとする。

(申請書類)

第3条 主観点数について審査を受けようとする業者は、入札参加資格審査主観的事項審査申請書（別記様式）に別表第1に掲げる添付書類を添えて市長に提出するものとする。

(申請の時期)

第4条 前条の規定による申請の時期は、別に定める。

2 新規に岐阜市競争入札参加資格審査（建設工事）を受ける者にあつては、前条の規定による申請と要綱第3条の規定による申請を同時に行うものとする。

(主観点数の評価方法)

第5条 主観点数は、原則として前年の状況进行评估する。

2 主観点数は、別表第2の左欄に掲げる評価項目ごとに定める同表の右欄の評価基準により算出した数値の合計により評価する。ただし、別表第2の3の項に規定する評価項目については、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに評価し、別表第2の7の項に規定する評価項目については、建設業法別表第1の上欄に規定する土木一式工事及び舗装工事についてのみ評価するものとする。

3 主観点数は、前条第1項に規定する申請期限までに申請がないものについては評価しない。ただし、別表第2の3の項、4の項、6の項(5)及び(7)並びに7の項に規定する評価項目については、申請の有無にかかわらず評価する。

(主観点数評価名簿の作成時)

第6条 各業者の主観点数の評価に係る名簿（以下「主観点数評価名簿」という。）は、毎年度4月1日現在で作成し、使用を開始する。

2 主観点数評価名簿の有効期限は、次の名簿が作成される日の前日までとする。

(主観点数評価名簿の公表)

第7条 主観点数評価名簿は、帳票等により一般の閲覧に供し、又は岐阜市ホームページに掲示するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度の申請の時期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年6月18日とする。

附 則 （平成18年3月30日決裁）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月30日決裁）

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則 （平成２０年３月２８日決裁）

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則 （平成２１年１２月１０日決裁）

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則 （平成２３年１月１７日決裁）

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則 （平成２６年１０月３１日決裁）

この要領は、平成２７年１月１日から施行する。

附 則 （平成２８年３月２５日決裁）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成２９年１月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 平成２９年度の入札案件等に関する主観的評価については、この要領による改正後の岐阜市競争入札参加資格審査要領（試行）別表第２の８の項中「前年の１月１日から１２月３１日までの間に」とあるのは、「平成２８年４月１日から同年１２月３１日までの間に」と読み替えて適用する。

附 則 （平成２９年３月３１日決裁）

この要領は、平成３０年１月１日から施行する。

附 則 （令和２年３月２６日決裁）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則 （令和３年３月５日決裁）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和４年３月３日決裁）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 （令和７年３月３１日決裁）

この要領は、令和８年１月１日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

評 価 項 目	添 付 書 類
1 I S O 認証取得	公益財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写し（登録部門は問わないが、認証範囲に窓口営業所が含まれていること。）
2 S D G s の達成に向けた取組状況	ぎふ S D G s 推進パートナー登録制度実施要綱に基づき発行されるぎふ S D G s 推進パートナー登録証の写し
3 環境配慮状況	岐阜県自然工法管理士認定要領に基づき発行される自然工法管理士認定証、岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定要領に基づき発行される岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定書又は一般財団法人日本緑化センターが発行する樹木医認定証若しくは樹木医登録証の写し
4 ワークダイバーシティの取組状況	（障がい者雇用状況） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）に基づく障がい者の雇用義務がある事業者のうち、雇用義務を達成している事業者にあつては、公共職業安定所に提出した受付印のある障害者雇用状況報告書の写し 同法に基づく報告義務のない事業者のうち、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者にあつては、障がい者雇用状況申告書（別紙様式 1） （共育・女性活躍推進） 都道府県労働局に提出した受付印のある一般事業主行動計画策定・変更届の写し 次世代育成支援対策又は女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業として都道府県労働局長が認定している場合は、認定書の写し （保護観察対象者等の雇用状況） 協力雇用主として岐阜保護観察所に登録されている事業者のうち、審査基準日（1 月 1 日）前 2 年間に保護観察対象者等を 9 0 日以上雇用している事業者にあつては、保護観察対象者等に対する就労支援に関する証明書（別紙様式 2）

主観点数評価基準

評価項目	評価基準																		
1 ISO認証取得	前年の12月31日現在、ISO9001を認証取得している場合は20点、ISO14001を認証取得している場合は10点加点する。																		
2 SDGsの達成に向けた取組状況	前年の12月31日現在、ぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱に基づきゴールドパートナーに登録されている場合は10点、シルバーパートナーに登録されている場合は5点加点する。																		
3 工事成績評定状況等	(1) 前年1月1日から12月31日までに、岐阜市優良建設工事業者表彰規程（平成2年10月23日決裁）に基づき受賞した者には、30点加点する。 (2) 前年1月1日から12月31日までの平均工事成績評定結果について加点減点する。 <table> <tr> <td>95点以上</td><td>+70点</td></tr> <tr> <td>90点以上 ～ 95点未満</td><td>+60点</td></tr> <tr> <td>85点以上 ～ 90点未満</td><td>+50点</td></tr> <tr> <td>80点以上 ～ 85点未満</td><td>+40点</td></tr> <tr> <td>75点以上 ～ 80点未満</td><td>+30点</td></tr> <tr> <td>70点以上 ～ 75点未満</td><td>+10点</td></tr> <tr> <td>65点以上 ～ 70点未満</td><td>0点</td></tr> <tr> <td>60点以上 ～ 65点未満</td><td>-10点</td></tr> <tr> <td>60点未満</td><td>-30点</td></tr> </table> (3) 共同企業体の場合は、各該当点数を各構成員に付与する。	95点以上	+70点	90点以上 ～ 95点未満	+60点	85点以上 ～ 90点未満	+50点	80点以上 ～ 85点未満	+40点	75点以上 ～ 80点未満	+30点	70点以上 ～ 75点未満	+10点	65点以上 ～ 70点未満	0点	60点以上 ～ 65点未満	-10点	60点未満	-30点
95点以上	+70点																		
90点以上 ～ 95点未満	+60点																		
85点以上 ～ 90点未満	+50点																		
80点以上 ～ 85点未満	+40点																		
75点以上 ～ 80点未満	+30点																		
70点以上 ～ 75点未満	+10点																		
65点以上 ～ 70点未満	0点																		
60点以上 ～ 65点未満	-10点																		
60点未満	-30点																		
4 資格停止措置（岐阜市分）	前年1月1日から12月31日までの間に、次に該当する措置を受けた場合は、減点する。 <table> <tr> <td>1月以内</td><td>件数×（-10）点</td></tr> <tr> <td>1月を超え2月以内</td><td>件数×（-20）点</td></tr> <tr> <td>2月を超え4月以内</td><td>件数×（-30）点</td></tr> <tr> <td>4月を超え6月以内</td><td>件数×（-40）点</td></tr> <tr> <td>6月超</td><td>件数×（-50）点</td></tr> </table>	1月以内	件数×（-10）点	1月を超え2月以内	件数×（-20）点	2月を超え4月以内	件数×（-30）点	4月を超え6月以内	件数×（-40）点	6月超	件数×（-50）点								
1月以内	件数×（-10）点																		
1月を超え2月以内	件数×（-20）点																		
2月を超え4月以内	件数×（-30）点																		
4月を超え6月以内	件数×（-40）点																		
6月超	件数×（-50）点																		
5 環境配慮状況	前年の12月31日現在、自然工法管理士又はグリーンドクター（樹木医を含む。）を雇用している場合には、1名につき1点加点する。ただし、1業者5点を限度とする。																		
6 ワークダイバーシティの取組状況	（障がい者雇用状況） (1) 前年の6月1日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用が義務付けられている者で雇用義務を達成している場合は、10点加点する。 (2) 前年の6月1日現在、同法に基づく報告義務のない者で身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、10点加点する。 （共育・女性活躍推進） (3) 前年の12月31日現在、次世代育成支援対策又は女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業として都道府県労働局長が認定している場合は、15点加点する。 (4) 前号に該当しない場合において、次のいずれかに該当するとき																		

	は、5点加点する。 ア 常時雇用する従業員数が100人以下の事業者で、前年の12月31日現在、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に提出している場合 イ 常時雇用する従業員数が100人以下の事業者で、前年の12月31日現在、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に提出している場合 (5) 前年度に、本市から「ぎふし共育・女性活躍企業」として次のいずれかの部門の認定を受けている場合は、それぞれ3点加点する。 ア 共育企業部門 イ 女性活躍企業部門 (保護観察対象雇用者等の雇用状況) (6) 協力雇用主として岐阜保護観察所に登録されている事業主が、審査基準日（1月1日）前2年間に、保護観察対象者等を90日以上雇用している場合は、10点加点する。 (多様な人材による柔軟な働き方等の推進) (7) 前年の12月31日現在、岐阜市ワークダイバーシティ賛同企業公表制度実施要領に基づき、賛同企業として公表の決定を受けている場合は、10点加点する。 ただし、(1)～(7)の加点合計は、1業者35点を限度とする。
7 地域貢献に対する取組状況	前年の1月1日から12月31日までの間に、本市と次の各号のいずれかに係る契約を締結した場合は、10点加点する。 (1) 除雪業務 (2) 排雪業務 (3) スクリーン清掃業務 (4) 河川敷公園の施設撤去及び復旧作業

障がい者雇用状況申告書

年 月 日

岐阜市長 様

商号又は名称

代表者職氏名

障がい者の雇用状況について、下記のとおり申告します。

なお、この申告書の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障がい者の雇用状況報告義務はありません。
- 2 常勤の在籍している障がい者数は 人です。

以上

注

- ① この申告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用状況報告義務がなく、主観点数において障がい者雇用に関する加点を希望する事業者のみ提出してください。
- ② 同法に基づく障がい者の雇用状況報告義務があり、加点を希望する事業者は、本書ではなく、公共職業安定所に提出した受付印のある「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
- ③ 常勤の在籍している障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である役員又は使用人の人数を記入してください。

保護観察対象者等に対する就労支援に関する証明書

年 月 日

岐阜保護観察所長 様

申 請 者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

岐阜市競争入札参加資格審査（主観的事項審査）において、保護観察対象者等に対する就労支援に関する評価を受けたいので、下記の事項について証明願います。

記

【 雇用期間・日数 】

年	月	日	から	年	月	日	(日)
年	月	日	から	年	月	日	(日)
年	月	日	から	年	月	日	(日)
							合計 (日)

注：保護観察対象者等とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条の規定による保護観察中の者又は同法第85条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料
(雇用者の所得税源泉徴収簿の写し等)

これより上は、申請者にて記入してください。

岐阜保護観察所は、以下の事項について証明します。

- ・申請者は、岐阜保護観察所に協力雇用主として登録されていること。
- ・申請者が雇用した者が保護観察対象者等であること。
- ・申請者が雇用した者が上記の期間雇用されていたこと。

年 月 日

岐阜保護観察所長 印